

4 大企第 203 号  
令和 4 年 11 月 7 日

大治町総合計画審議会

会長 恒 川 昇 様

大治町長 村 上 昌 生

第 5 次大治町総合計画案について（諮問）

大治町総合計画条例第 4 条第 1 項の規定により、第 5 次大治町総合計画基本計画案  
について貴審議会の意見を求めます。